

# クーリング・オフってなに？

法律で決められた取引について、契約書面受領後一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

ハガキで  
通知しましょう！



クーリング・オフってどうするの？



郵便はがき

□□□□□□

契約者住所  
氏名

(会社名)

代表者様

県  
市  
町  
番地

□□□□□□

## 契約解除通知書

- ・ 契約年月日 \_\_\_\_\_  
(契約書面を受領した日)
- ・ 商品名 \_\_\_\_\_
- ・ 契約金額 \_\_\_\_\_ 円
- ・ 販売会社名(※1) \_\_\_\_\_  
担当 \_\_\_\_\_ 様

上記契約を解除します。

支払った代金 \_\_\_\_\_ 円を返金し、  
商品を引き取ってください。(※2)

訪問購入の場合は以下に変更

※1 「販売会社名」→「買取会社名」

※2 「受け取った代金は返金します。

引渡し済みの物品を返還してください。」

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日 (ハガキを出す日)

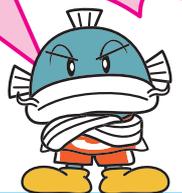
- ハガキの両面をコピーし、  
8日もしくは20日以内に、  
特定記録郵便または簡易書留で郵送
  - 郵便局が発行する受領証とハガキのコピーを5年間保管
  - クレジット利用の場合、クレジット会社にも同時に通知
  - 書面の作成は、契約者ご自分の意思に基づいて行ってください。
- ※令和4年6月1日より電磁的記録によるクーリング・オフも可能となっています。

クーリング・オフするとどうなるの？

- 通知した時点で契約は解除されます。
- 支払った代金は全額返金されます。
- 受け取った商品は返品できます。(引取り費用は事業者負担)
- サービスが既に提供されていても代金を支払う必要はありません。
- 建物などの工事が着手されていても、事業者負担で元に戻してもらえます。



「クーリング・オフできません」  
「違約金が発生します」  
などと言われたら  
**クーリング・オフ妨害です。**  
この場合、期日を過ぎても、  
クーリング・オフできます。



困ったときには <sup>いやや</sup> ☎ 188 に連絡！

お近くの相談窓口につながります。

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 滋賀県彦根市元町4-1

TEL.0749-23-0999

相談時間：月曜日～土曜日 午前9時15分～午後4時（祝日・年末年始を除く）

FAX.0749-23-9030

滋賀県金融広報委員会の協力を得て作成しております。詳しくは

知るぽると

で検索

# 特定商取引法によるクーリング・オフ

取引の種類	期間	対象	備考																					
訪問販売	法定の契約書面を受領した日を含む <b>8日間</b>	すべての商品・役務 <b>特定権利</b> <b>&lt;適用除外&gt;</b> ・3千円未満の現金取引 ・自動車 ・葬儀 ・政令指定商品 (健康食品・化粧品など) で使用した分	街頭で呼び止められたり、電話で呼び出されて、店舗に連れて行かれた場合も該当																					
電話勧誘販売			メール・ファックス・ビラなどを配布され、電話をかけさせられた場合も該当																					
訪問購入 (事業者が自宅等へ訪問して物品の購入を行う取引)	法定の契約書面を受領した日を含む <b>8日間</b>	<b>&lt;適用除外品&gt;</b> ・自動車(2輪のものを除く) ・家具 ・家電(携行が容易なものを除く) ・本、CD・DVD、ゲームソフト類 ・有価証券(商品券・乗車券等)	・クーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを拒むことが可能 ・飛び込みの勧誘(不招請勧誘)は禁止																					
特定継続的役務提供	法定の契約書面を受領した日を含む <b>8日間</b> ★店舗契約も該当 ★関連商品も解約可能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定役務</th> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> <th>中途解約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エステティック</td> <td rowspan="2">1か月超</td> <td rowspan="4">5万円超</td> <td rowspan="4">           ・クーリング・オフ期間後でも法律で定められた解約料を支払えば<b>中途解約</b>できます。            ・中途解約料は<b>上限額</b>が定められています。         </td> </tr> <tr> <td>美容医療(注)</td> </tr> <tr> <td>語学教室</td> <td rowspan="2">2か月超</td> </tr> <tr> <td>学習塾</td> </tr> <tr> <td>家庭教師</td> <td rowspan="2">2か月超</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>パソコン教室</td> </tr> <tr> <td>結婚相手紹介サービス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定役務	契約期間	契約金額	中途解約	エステティック	1か月超	5万円超	・クーリング・オフ期間後でも法律で定められた解約料を支払えば <b>中途解約</b> できます。 ・中途解約料は <b>上限額</b> が定められています。	美容医療(注)	語学教室	2か月超	学習塾	家庭教師	2か月超			パソコン教室	結婚相手紹介サービス				
指定役務	契約期間	契約金額	中途解約																					
エステティック	1か月超	5万円超	・クーリング・オフ期間後でも法律で定められた解約料を支払えば <b>中途解約</b> できます。 ・中途解約料は <b>上限額</b> が定められています。																					
美容医療(注)																								
語学教室	2か月超																							
学習塾																								
家庭教師	2か月超																							
パソコン教室																								
結婚相手紹介サービス																								
マルチ商法 (連鎖販売取引) ネットワークビジネス と称する場合もある	法定の契約書面 又は商品を受領した日を含む <b>20日間</b>	すべての商品・役務・権利	販売組織と契約した人が友人・知人に「利益が得られる」と次々に勧誘して会員を増やし、物品等を販売していくシステム																					
内職・モニター商法 (業務提供誘引販売)	法定の契約書面を受領した日を含む <b>20日間</b>		仕事の提供を約束され、仕事に必要な物品等を買わされたり、登録料などを支払わされる商法																					
通信販売 (インターネット通販を含む)	クーリング・オフ制度はありません。	・広告に明記されている <b>返品特約</b> (例「返品10日以内」、「返品不可」等)が優先されます。 ・ <b>返品特約の表示がない場合は</b> 、商品が届いた日から8日以内であれば返送料は購入者負担で返品できます。																						
送りつけ商法 (ネガティブ・オプション)	注文していない商品を勝手に送りつけ、代金を請求する商法 送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。 ※身に覚えのない商品が届き、不安な場合は消費生活センターへご相談ください。																							

(注) 脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白

※その他の法律にもクーリング・オフ制度が定められています。(保険・宅地建物・有料老人ホームなど)

クーリング・オフ期間が過ぎても解決できる場合があります。  
あきらめずにご相談ください!

